

(鍵式) 貸金庫規定 新旧対比表

<赤字部分=改定箇所>

	改定箇所	改定案 (新)	現 行 (旧)
1	改定年月	【2025年12月】	【2020年4月】
2	タイトル	貸金庫規定	(鍵式)貸金庫規定
3	第1条	第1条(反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第13条(3)のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条(3)のいずれかに該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	第1条(反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
4	第2条(3)	(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの	(条項追加)
5	第2条(4)	(4) カード式全自動貸金庫1個に格納することのできる重量は20kgまでとします。	(条項追加)
6	第3条	第3条 (利用目的の確認) (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、各納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申し出なければならないものとします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当行は、貸金庫室内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 (3) 前項または前々項において、正当な理由なく対応されない場合は貸金庫の利用を制限する場合があります。 (4) 前項に定める利用の制限について、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の不正利用のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は貸金庫利用の制限を解除します。	(条項追加)

	改定箇所	改定案（新）	現 行（旧）
7	第4条	第4条(契約期間等)	第3条(契約期間等)
8	第5条	第5条(使用料)	第4条(使用料)
9	第6条	<p>第6条(鍵、カードの保管)</p> <p>(1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立ち会いのうえ、借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。</p> <p>(2) カード式半自動貸金庫、カード式全自動貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」という。）に貸金庫カード（以下「カード」という。）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。また、届出の暗証番号は他の人に知られないよう管理してください。</p> <p>なお、代理人のカードによる貸金庫の使用についても、この規定を適用します。</p>	<p>第5条(鍵の保管)</p> <p>貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立ち会いのうえ、借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。</p>
10	第7条	<p>第7条(貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) 貸金庫の開閉は、以下の貸金庫の種類に応じて、借主または代理人が行ってください。</p> <p>① 鍵式貸金庫 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、使用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>② カード式半自動貸金庫 開庫にあたっては、当行所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、使用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。</p>	<p>第6条(貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) <u>貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</u></p> <p>(2) <u>開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出してください。</u> <u>なお、利用終了時は必ず貸金庫の施錠を確認してください。</u></p> <p>(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。</p>

改定箇所	改定案（新）	現 行（旧）
10 第7条	<p>(前ページのつづき)</p> <p>③ カード式全自動貸金庫 開庫にあたっては、当行所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、使用終了後は必ず貸金庫の施錠のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。</p> <p>(2) 前(1)②および③において、停電、故障等によりカードを使用した開閉ができないときは、貸金庫開扉票に氏名を記入のうえ、カードとともに当行の窓口へ提出してください。</p> <p>(3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。</p>	
11 第8条(1)	<p>第8条(届出事項の変更等)</p> <p>(1) カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により契約店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。カード、正鍵を失ったとき、または毀損したときも同様とします。</p>	<p>第7条(届出事項の変更等)</p> <p>(1) <u>印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。</u></p>
12 第9条(1)	<p>第9条(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p>	<p>第8条(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。</p>
13 第9条(4)	<p>(4) 前(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</p>	<p>(4) <u>第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に届出てください。</u></p>

	改定箇所	改定案（新）	現行（旧）
14	第10条	<p>第10条(カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、手続きの完了までの間、相当の期間をおくことがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>	<p>第9条(印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、<u>当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>
15	第11条	<p>第11条(暗証番号照合、印鑑照合等)</p> <p>(1) 当行の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印鑑と届出の印鑑との一致を確認して開庫その他の取扱いをした場合も同様とします。</p> <p>(2) 貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合には、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約日からカード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開扉票についても同様とします。</p> <p>(3) 前(1)および(2)において使用される正鍵について、当行は確認する義務を負いません。</p>	<p>第10条(印鑑照合等)</p> <p><u>貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。</u></p>
16	第12条	第12条(損害の負担等)	第11条(損害の負担等)
17	第13条	第13条(解約等)	第12条(解約等)

改定箇所	改定案（新）	現行（旧）
18 第13条(2)	<p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき ⑪ 前⑦から⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じないとき</p>	<p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ <u>借主または代理人がこの規定に違反したとき</u></p>
19 第14条	<p>第14条(貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>(1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(2) 前(1)のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当行は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当行指定の日に生じるものとします。</p>	<p>第13条(貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは 貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>

	改定箇所	改定案（新）	現行（旧）
20	第 14 条	<p>(前ページのつづき)</p> <p>(3) 前(2)に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当行による通知内容に従って当行所定の手続きを行うものとします。この場合、借主が当行所定の手続きを行うまでの間、当行は内函ごと貸金庫の各納品を取り出し、当行指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当行は貸金庫の各納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</p>	
21	第 15 条	第 15 条(緊急措置)	第 14 条(緊急措置)
22	第 16 条	<p>第 16 条(譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</p> <p>(2) カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p>	<p>第 15 条(譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。</p>
23	第 17 条	第 17 条(保証人)	第 16 条(保証人)
24	第 18 条	第 18 条(規定の変更)	第 17 条(規定の変更)